

集団回収をはじめませんか ～活動をスタートする方の手引～



集団回収とは？

市民の皆さんで構成する自治会やこども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。

堺市では回収量に応じて1kgあたり4円の報償金を交付しています。

この機会に、ご近所などで声をかけあって、集団回収をはじめてみませんか！

集団回収報償金交付制度について

制度の目的

自治会、こども会等の団体が自主的に行う集団回収に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざすものです。

集団回収のメリット

- ★回収量に応じて堺市から報償金の交付を受けることができます。
- ★皆さんの分別意識が高まり、ごみの減量、リサイクルの推進につながります。
- ★世代を越えた地域コミュニティが活性化します。

対象団体

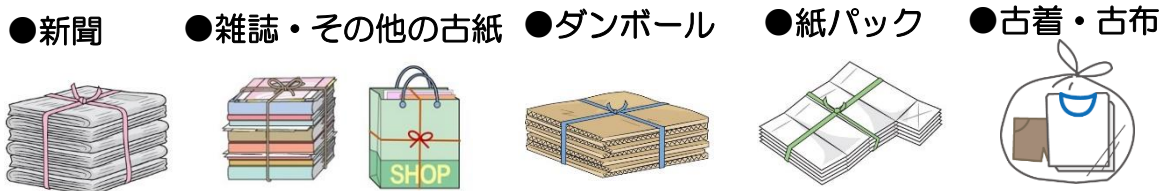
1. 市内の自治会・こども会・その他営利を目的としない住民団体
2. おおむね20世帯以上が協力している団体

報償金額

回収業者に引き渡した量に対して、1kgあたり4円

対象品目

報償金の交付対象は市内の家庭から排出されたものです。
(事業所から出たものは対象ではありません。)



※回収できる品目は回収業者によって異なります。詳細は回収業者に確認してください。

(参考) 集団回収の流れ



集団回収のはじめ方

①団体をつくる

市内の営利を目的としない住民団体で20世帯以上が集団回収に協力している団体となるようにお願いします。

※事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。

※自治会、こども会など既存の団体でも構いません。

②役割を決める

団体の役員会等で集団回収をはじめめることに合意し、代表者、会計、広報、回収担当などの役割を決めましょう。

③回収日等を決める

回収日、回収品目、回収場所などの実施方法を団体で話し合っ決めてみましょう。

！話し合いのポイント！

【回収日】「毎月第〇の〇曜日」など覚えやすい日にすると効果的です。

【回収品目】前ページの「対象品目」を参考に、回収する品目を決めましょう。

【回収場所】地域の皆さんが出しやすく、近隣の迷惑にならない場所を選びましょう。

※生活ごみなどの回収日・回収場所と重ならないようにしましょう。生活ごみなどの回収と重なると、誤って生活ごみなどとして回収されてしまう恐れがあります。

④回収業者を決める

- ・回収業者の選定は、どの回収業者を選んでも構いませんが、回収業者によって回収品目や引渡単価等が異なりますので、条件に合う回収業者と契約してください。
- ・契約する際は、必ず回収日、回収品目や回収方法などをよく相談し決定しましょう。
- ・回収業者がわからない場合は、各区役所自治推進課までご連絡ください。

！回収業者と契約する際のポイント！

【回収日】希望の回収日に回収できるのか、回収日が祝日の場合や雨天の場合の回収の可否等を確認してください。

【回収品目】希望の回収品目を取り扱いしているか、確認してください。回収できる品目は回収業者によって異なります。

【引渡場所】回収した資源物を引き渡す場所を決めてください。

【引渡単価】回収品目、回収量、回収方法や回収業者によって引渡単価が異なります。事前によく確認してください。

【提出書類】堺市所定の**専用伝票【資料①】**と**計量票**（計量証明書）（※計量器で印字発行されたもの）【資料②】を提出してもらえるか確認してください。

⑤市へ団体登録を行う

詳細が決まれば市に登録しましょう。

団体登録申請書と報償金振込口座の通帳のコピー（表紙と口座情報が記載されているページ）をお住まいの各区役所自治推進課に提出してください。登録申請書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ！注意！**
- ・報償金の振込には、**団体名義の口座**が必要です。振込先の口座名義については、**団体名・役職名・氏名**を金融機関へ届け出てください。
 - ・報償金の交付は、登録後に実施した集団回収から適用になります。
 - ・2年以上集団回収を実施しない場合は、その登録を取り消す場合があります。

⑥協力世帯へ事前にPR

新たに集団回収をはじめるときは、協力世帯の方々に集団回収をはじめたことを知ってもらうためのPRが大切です。回覧板、チラシや掲示板等で、事前に回収日時、回収品目、回収場所などを周知しましょう（周知方法は次ページの記載例参照）。

⑦集団回収を実施する

各家庭から出された資源物を回収業者に引き渡します。必ず、回収業者から**専用伝票**【資料①】、**計量票**（計量証明書）（※計量器で印字発行されたもの）【資料②】を受け取り、報償金申請月まで大切に保管しておいてください。

⑧市へ報償金の交付申請を行う

年2回、お住まいの各区役所自治推進課に報償金の交付を申請してください。申請に必要な書類は、申請月の前月に各区役所自治推進課から団体の代表者宛てに郵送します。

- 【申請月】
- ・上半期（2月から7月実施分）⇒8月
 - ・下半期（8月から1月実施分）⇒2月

⑨市から報償金を交付

上半期は9月下旬以降、下半期は3月下旬以降順次、団体指定の振込口座に報償金が振り込まれます。

※集団回収をはじめるときにあたって、お悩みのことがあれば、お住まいの各区役所自治推進課または資源循環推進課までご相談ください。

(記載例)

回覧

令和 年 月 日

〇〇〇〇自治会の皆様

〇〇〇〇自治会長

資源物（古紙、古着など）の集団回収のお知らせ

〇〇〇〇自治会では、下記のとおり集団回収を実施します。この取組によって市から交付される報償金（4円/kg）は、〇〇〇〇自治会の大切な活動資金となります。皆様のご協力をお願いいたします。

記

- 回収日時 毎月第〇週の〇曜日 〇時から〇時まで
(雨天の場合：)
- 回収場所 (例1) 〇〇集会所 (△△△ 〇丁〇番〇号)
(例2) 自宅の前
- 回収する資源物
(例) (1)古紙 ①新聞
②雑誌・その他の古紙（紙箱・紙袋・包装紙など）
③ダンボール
④紙パック
(2)古着・古布
- 回収業者 (株)□□□□ 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
- 注意事項
 - 資源物の種類ごとに分別してください（詳しくは「古紙・古着の出し方」参照）。
 - 回収業者が回収しなかったもの（対象ではないもの）は、各自で持ち帰ってください。

※集団回収とは、ご家庭から出る新聞や雑誌、ダンボールなどの古紙や古着等を自治会などの住民団体の皆様が協力して回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。

【お問合せ先】 〇〇〇〇自治会 担当：堺 一郎
電話 (072) 〇〇〇-〇〇〇〇

(記載例) ※下記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって異なる場合がありますので、詳細は回収業者に確認してください。

古紙・古着の出し方



古紙はできるだけ紙ひもを使いましょう

古紙を出す時は、紙ひもを使うのが最適です。

ビニール袋やビニールひもを使うと、ごみが余分に発生すること、手作業でビニール袋やひもを除去するのに手間がかかることなどから、できるだけ紙ひもを使ってください。

紙ひもは、古紙と一緒に再生されます。

★「新聞」の出し方

新聞は、ひもでしっかり十文字にしぼる。

※折り込みチラシは、できるだけ抜き取り、「雑誌・その他の古紙」と一緒に出してください。



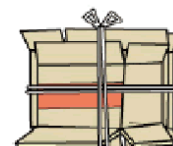
★「雑誌・その他の古紙」の出し方

- 大きさをそろえて、ひもでしっかり十文字にしぼる。
- 小さな紙は雑誌にはさむか、紙袋（持ち手が紙以外のものは取り除く）に入れて、ひもでしっかり十文字にしぼる。
- 紙箱などは開く。
- 紙以外の部分（金具やビニール、プラスチックなど）は取り除く。



★「ダンボール」の出し方

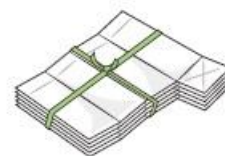
ガムテープや宛名ラベルなどは取り除き、折りたたんでひもでしっかり十文字にしぼる。



★「紙パック」の出し方

紙パック（内側が白い紙のものに限る）は、よく水で洗って乾燥させてから、開いて平らにし、ひもでしっかり十文字にしぼる。

※内側がアルミコーティングされているものは、「生活ごみ」として出してください。



★「古着・古布」の出し方

透明または半透明のビニール袋に入れる。



紙箱・紙袋・包装紙などの紙類は

集団回収に出しましょう

～資源として生まれ変わります～

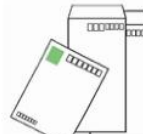


生活ごみの中には、資源としてリサイクルできる紙類がたくさん混ざっています。紙箱、紙袋、包装紙などの紙類はきちんと分別することで、「ごみ」ではなく、大切な「資源」に生まれ変わります。「資源物」として、自治会や子ども会などで実施している**集団回収**に出しましょう！

「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」以外にも

「リサイクルできる紙類(その他の古紙)」があります！

《主な例》

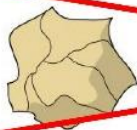


- お菓子やティッシュの紙箱(ビニール部分は取り除いて、箱を開く)
- 紙袋(持ち手が紙以外のものは取り除く)
- チラシ
- コピー用紙・メモ用紙
- 封筒(窓あき封筒は窓枠フィルムを取り除く)
- カレンダー(金具は取り除く)
- 包装紙
- はがき(圧着はがきは除く)
- 学校などのプリント類
- トイレトペーパーの芯


■ リサイクルできない紙類(禁忌品)

以下のようなものは、古紙のリサイクルの妨げになりますので、「生活ごみ」に出してください。

《主な例》

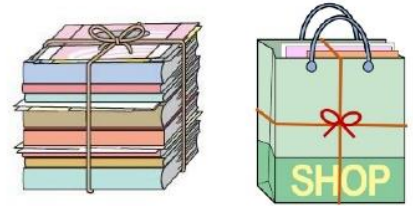


- ×臭いのついた紙(石けんの包み紙、洗剤や線香の紙箱など)
- ×汚れた紙(油のついた紙、使用済みのティッシュペーパーなど)
- ×防水加工された紙(紙コップ、紙皿など)
- ×合成紙(プラスチック製品で、正確には紙でないもの)
- ×カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の伝票など)
- ×感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- ×使い捨ておむつなど(紙おむつ、生理用品、ペット用トイレシート)
- ×油紙
- ×写真
- ×金、銀などの金属が箔押しされた紙
- ×昇華転写紙(アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など)
- ×感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- ×複合素材の紙(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの)

※紙製容器包装のリサイクルマーク  がついていても、上記のものはリサイクルできません。

■ リサイクルできる紙類(その他の古紙)の出し方

- 大きさをそろえて、雑誌と一緒にひもで十文字にしばって出す。
- 紙袋(持ち手が紙以外のものは取り除く)に入れて、ひもで十文字にしばって出す。



- ・紙箱などは、開いてひもで十文字にしばってください。
- ・紙以外の部分(紙製ファイルの金具や窓あき封筒の窓枠フィルムなど)は、取り除いてください。
- ・紙に貼られたシールや粘着テープは取り除いてください。
- ・できるだけ紙ひもを使ってください。紙ひもを使えば、そのまま全てリサイクルされます。

■ いつ出すの？

分別した「その他の古紙」は、地域の集団回収に出してください。

《集団回収の対象品目》

「その他の古紙」も、集団回収報償金の交付対象です。

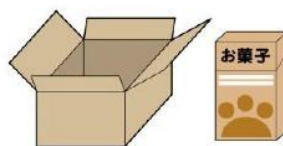
1. 新聞 2. 雑誌・**その他の古紙** 3. ダンボール 4. 紙パック 5. 古着・古布

※回収できる品目や出し方は回収業者によって異なりますので、詳細については回収業者に確認してください。



■ 古紙のゆくえ

集団回収に出された「その他の古紙」はダンボールや紙箱などに再生されます。



ご協力
お願いします♪

堺市環境マスコット
キャラクター「ムーやん」



集団回収の団体登録及び報償金交付申請についてのお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	TEL 072-228-7082	中区役所 自治推進課	TEL 072-270-8154
東区役所 自治推進課	TEL 072-287-8122	西区役所 自治推進課	TEL 072-275-1902
南区役所 自治推進課	TEL 072-290-1803	北区役所 自治推進課	TEL 072-258-6779
美原区役所 自治推進課	TEL 072-363-9312		



堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課
TEL 072-228-7479 FAX 072-228-7063



詳しくは下記のホームページをご覧ください。

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/recycle/hoshokin/index.html

受付番号	
------	--

堺市有価物集団回収実施団体登録申請書

令和 年 月 日

堺市長殿

団体名 _____

代表者住所 〒 _____
堺市 区 _____

役職・氏名 _____ (印)

電話番号 _____

堺市有価物集団回収報償金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり堺市有価物集団回収実施団体の登録を申請します。

実施地域	(校区)
協力世帯数	世帯
回収品目	1. 新聞 2. 雑誌・その他の古紙 3. ダンボール 4. 古布 5. 紙パック (該当品目の番号を○で囲んでください。)
備考	

振 込 先	金融機関名		支店（支所）名					
	預金種別	1. 普通（総合口座を含む。） 2. 当座						
	口座番号						※右詰めで記入してください	
	口座名義	(フリガナ)						

注意

- 1 預金通帳の口座名義については、団体名、役職名及び氏名を金融機関へ届け出てください。
- 2 預金通帳(通帳の表紙と支店などの口座情報データが記載されたページとを各1枚ずつ、計2枚)のコピーを添付してください。



コラム

～堺市では、ごみを減らすための運動に取り組んでいるよ!～

ごみの4R運動を進めよう♪

～ライフスタイルの見直しで環境に優しいまち「堺」に～

堺市では、環境に優しいまちをめざして、
ごみの減量化・リサイクルを進めており、
次の「**ごみの4R (よんあーる)**」運動を推奨しています。

1 **こ**とわろう ……………
リフューズ (Refuse)

～ごみになる物は発生源から断ちましょう

2 **げ**んりょうしよう ………
リデュース (Reduce)

～ごみとなる物が少なくなるように行きましょう

3 **く**りかえしつかおう ……
リユース (Reuse)

～使わなくなった物は、他に活用する方法を考えましょう

4 **さい**しげんかしよう ……
リサイクル (Recycle)

～資源ごみは積極的に分別し、有効活用を進めましょう

覚え方は

こ・げ・く・さい
だよ



堺市環境マスコット
キャラクター「ムーヤん」

「4R」とは、4つの言葉の英語の頭文字 (R) をとった、ごみを減らすためのキーワードです。
優先度の高い、**1**～**4**の順に、1人ひとりが継続的に行動することがたいせつです。

団体登録及び報償金交付申請についてのお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	TEL 072-228-7082	FAX 072-228-7844
中区役所 自治推進課	TEL 072-270-8154	FAX 072-270-8101
東区役所 自治推進課	TEL 072-287-8122	FAX 072-287-8113
西区役所 自治推進課	TEL 072-275-1902	FAX 072-275-1915
南区役所 自治推進課	TEL 072-290-1803	FAX 072-290-1814
北区役所 自治推進課	TEL 072-258-6779	FAX 072-258-6874
美原区役所 自治推進課	TEL 072-363-9312	FAX 072-361-1817

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

TEL 072-228-7479 FAX 072-228-7063

詳しくは市ホームページをご覧ください。

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/recycle/hoshokin/index.html



集団回収のページ